

令和4年度（下半期）

財政状況の報告

地方自治法第243条の3第1項及び八頭町財政状況の公表に関する条例第2条の規定により、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間における八頭町の財政状況を公表します。

○歳入歳出予算の執行状況（令和4年10月1日～令和5年3月31日）

（単位：千円、％）

区分	予算現額	収入済額	執行率	支出済額	執行率
一般会計	13,366,637	11,649,836	87.1	10,630,878	79.5
国民健康保険特別会計	1,856,054	1,867,777	100.6	1,666,038	89.7
簡易水道特別会計	332,841	270,790	81.3	276,083	82.9
住宅資金特別会計	70,940	70,274	99.0	70,274	99.0
公共下水道特別会計	940,737	628,824	66.8	562,259	59.7
農業集落排水特別会計	636,648	619,504	97.3	584,569	91.8
介護保険特別会計	2,476,094	2,578,573	104.1	1,996,769	80.6
宅地造成特別会計	5,391	5,392	100.0	5,108	94.7
墓地事業特別会計	468	467	99.8	41	8.7
後期高齢者医療特別会計	226,463	225,330	99.4	219,401	96.8
上私都財産区特別会計	5,400	5,687	105.3	97	1.7
市場、覚王寺財産区特別会計	11	192	1745.4	0	0.0
上津黒、下津黒財産区特別会計	3,300	3,964	120.1	20	0.6
篠波財産区特別会計	16,200	17,103	105.5	240	1.4
大江財産区特別会計	7,800	8,159	104.6	907	11.6
計	19,944,984	17,951,872	90.0	16,012,684	80.2

（注1）収入より支出が多い会計については、会計間の繰替運用により経理しています。

○住民の税負担等の状況

区分	収入済額(千円)	一人当たり負担額(円)
町民税	578,454	36,237
固定資産税	577,925	36,204
軽自動車税	77,378	4,847
町たばこ税	93,890	5,882
国民健康保険税	272,191	78,965
介護保険料	470,374	78,922

（注2）一人当たり負担額

- 町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税については、収入済額を住民基本台帳人口15,963人で除した額
- 国民健康保険税については、収入済額を被保険者数3,447人で除した額
- 介護保険料については、収入済額を第1号被保険者5,960人で除した額

○会計別基金現在高の状況（単位：千円）

区分	現在高
一般会計	6,726,129
国民健康保険特別会計	121,260
簡易水道特別会計	56,030
住宅資金特別会計	0
介護保険特別会計	274,748
宅地造成特別会計	8,890
墓地事業特別会計	5,549
計	7,192,606

○会計別地方債現在高の状況（単位：千円）

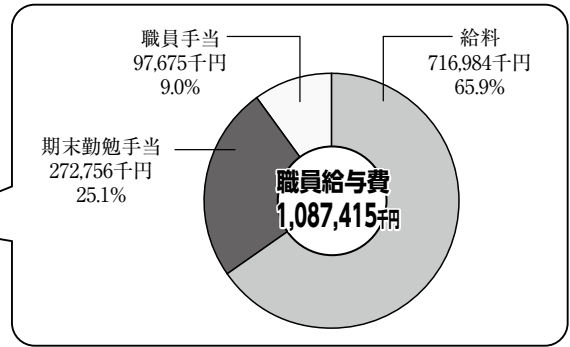
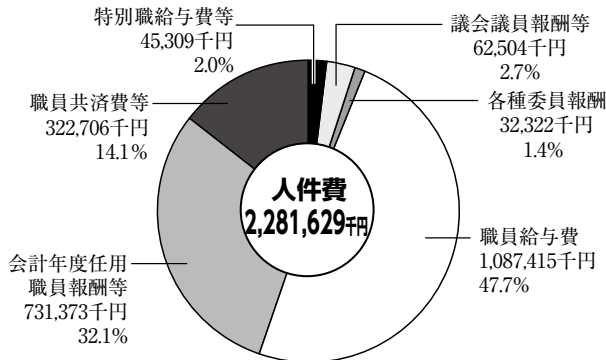
区分	現在高
一般会計	12,003,453
簡易水道特別会計	910,332
住宅資金特別会計	0
公共下水道特別会計	1,586,197
農業集落排水特別会計	2,000,657
宅地造成特別会計	7,244
墓地事業特別会計	0
計	16,507,883

令和5年度 人件費の概要



一般会計当初予算の歳出額 116億9,000万円のうち
人件費22億8,163万円

町職員の給与等は、地方自治法と地方公務員法に基づき、町議会での審議と議決を経て決定されていますが、行政運営の透明性・公平性の確保を目的に、令和5年度の職員給与等、人件費の概要をお知らせします。



※「人件費」とは、特別職の給与費等、議員や各種委員の報酬等、会計年度任用職員の報酬等、一般職員の給与費等を加えた総額のことです。

正職員数 198人
一人当たりの平均給与費 5,492千円

※再任用短時間勤務職員は除く

※「給与」とは、「給料」に職員手当（主に扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当など）を合わせたものです。「給与費」とは、「給与」に期末・勤勉手当を合わせたものです。

■特別職の給料月額など

区分	給料月額	区分	給料月額
町長	802,000円	議長	313,000円
副町長	634,000円	副議長	233,000円
教育長	594,000円	委員長	225,000円
		議員	217,000円

※上記の町長・副町長・教育長には1.675月分、議長・副議長・委員長・議員には1.625月分の割合等で6月期・12月期に期末手当が支給されます。

■職種別平均給料・給与月額及び平均年齢

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	300,974円	323,401円	40.52歳
技能職	300,173円	309,678円	43.67歳

■学歴別初任給

区分	学歴	初任給
一般行政職	大学卒	185,200円
	高校卒	154,600円

※「初任給」は、令和5年4月採用者で、採用前に民間企業などに勤務した経験のない者の給料月額です。

主な職員手当の状況

手当名	内 容																
扶養手当	①子…月額10,000円/人 ②上記以外の者…月額6,500円/人 ③15歳に達する日以後の最初の4月から22歳に達する日以後の最初の3月までの間にある子…月額5,000円/人加算																
住居手当	①月額16,000円を超える家賃を支払って借家等に居住する職員…家賃の額に応じ月額最高28,000円まで																
通勤手当	①交通機関などの利用者…運賃などの額が月額55,000円以下は全額 ②自動車などの使用者…距離に応じて月額2,000円から31,600円																
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難な勤務などに従事したときに支給																
期末・勤勉手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.2月分</td> <td>1.2月分</td> <td>2.4月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>1.0月分</td> <td>1.0月分</td> <td>2.0月分</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.2月分</td> <td>2.2月分</td> <td>4.4月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般職員の支給割合 ※職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり</p>	区分	6月期	12月期	計	期末手当	1.2月分	1.2月分	2.4月分	勤勉手当	1.0月分	1.0月分	2.0月分	合計	2.2月分	2.2月分	4.4月分
区分	6月期	12月期	計														
期末手当	1.2月分	1.2月分	2.4月分														
勤勉手当	1.0月分	1.0月分	2.0月分														
合計	2.2月分	2.2月分	4.4月分														
管理職手当	課長等 34,000円、42,000円、52,500円 保育所長 34,000円を毎月支給																